

---

# 平成30年度 通常総会議案

---

日 時：平成30年5月18日（金）6時30分～

場 所：雄武町地域交流センター 多目的ホール

特定非営利活動法人

雄武町観光協会

# 平成30年度 通常総会次第

1 定数確認

2 開会のことば

3 理事長挨拶

4 来賓祝辞

5 議長選出

6 議事録署名人指名

7 議 事

議案第1号 平成29年度事業報告並びに活動決算の承認について

監査報告

議案第2号 平成30年度事業計画並びに活動予算の承認について

議案第3号 役員改選について

8 議長退任

9 閉会のことば

議案第 1 号 平成 29 年度事業報告並びに活動決算の承認について

平成 29 年度 事業報告  
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

1 事業実施の成果

観光事業の振興を図るべく各種関係機関と連携したイベントの実施や協力、また、観光資源などの情報発信により、広く雄武町を紹介し観光客入込みを促進するための PR を実施するとともに、協会基盤の整備・確立を目指して事業運営を進めました。

2 事業の実施に関する事項

【特定非営利活動に係る事業】

	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 金額 (千円)
①観光資源の調査・研究・保存並びに開発事業	・観光地の美化 ・観光資源の保存及び意識醸成 ・住民向けツアー、体験型イベント検討	通年	雄武町内	約 30 人	町民及び観光客 不特定多数	1,391
②観光客誘致促進のための事業	・SNS とホームページ連携 ・各種イベントへの協賛	通年	雄武町内	3 人	町内外を問わず 不特定多数	1,282
③観光宣伝・啓発事業	・情報発信の強化 ・イベント宣伝、観光パンフレット等の配布 ・町外での PR 活動の実施	通年	雄武町内外	3 人	町内外を問わず 不特定多数	2,269
④観光物産事業	・おうむの宝“うまいもんまつり”の実施	9 月	雄武町内	約 20 人	イベント来場者 4 千人	2,329
⑤観光広域連携事業	・オホーツクサイクリング前夜祭への協力 ・シーニックバイウェイを含む広域組織等への参画、活動	7 月 通年	雄武町内 全国	3 人	サイクリスト 不特定多数	1,710

〈報 告〉

(1) 事業実施状況について

月日	会議・用務等	開催場所
4.7	日本ハムファイターズ応援大使事業実行委員会	地域交流センター
4.12	観光協会監査	観光協会事務所内
4.13	雄武町林野火災予消防対策協議会	町民センター
4.14	第1回理事会	観光協会事務所内
4.21	第2回理事会	観光協会事務所内
4.23	毛がにまつり（協力・前日準備）	雄武漁業協同組合
4.27	日本ハムファイターズ応援大使事業打合せ会	地域交流センター
5.8	オホーツク紋別空港利用・整備促進期成会総会	紋別市
5.11	第39回おうむ産業観光まつり事務局会議	地域交流センター
5.17	平成29年度通常総会	地域交流センター
5.27	環境整備事業（日の出岬クリーンアップ作戦）	日の出岬
6.5	経営発達支援計画（雄武町商工会）認定説明会	交流センター
6.7	花壇整備（マリーゴールド植栽）	道の駅おうむ周辺
6.12	雄武町暴力追放運動推進協議会総会	地域交流センター
6.18	ピアシリ湿原登山バスツアー打合せ	観光協会事務所
6.19	第38回おうむ産業観光まつり実務者会議	地域交流センター
6.21	オホーツクサイクリング前夜祭実行委員会会議	地域交流センター
6.24	おうむ産業観光まつり露店出店説明会	中山間活性化施設
6.24	おうむ産業観光まつり前夜祭	メモリアル広場
6.25	おうむ産業観光まつり本祭	メモリアル広場
7.7	オホーツクサイクリング前夜祭（協力）	町民センター
7.11	層雲峡・オホーツクシーニックバイウエイ事務局会議	紋別市
7.26	第39回おうむ産業観光まつり反省会	地域交流センター
7.26	第11回おうむの宝うまいもんまつり実行委員会	地域交流センター
7.27	オホーツク雄武の宝再発見推進協議会通常総会	地域交流センター
7.29	益子町交流の翼（同行）	町内
8.1	レンタサイクルモニター事業（8.1～11.10）	
8.6	第35回森と匠の村ふるさとまつり（出店）	音威子府村
8.11	学習塾YSPサマースクール（同行）	町内
8.17	第3回理事会	地域交流センター
8.25	第11回おうむの宝うまいもんまつり実務者会議	地域交流センター
8.25	戦没者追悼式	町民センター
8.30	層雲峡・オホーツクシーニックバイウエイ事務局会議	紋別市
9.1～9.2	おうむ屋台村（協力）	地域交流センター
9.15	第11回おうむの宝うまいもんまつり実務者会議	地域交流センター
9.15	HBC ラジオうまいもんまつり PR（Doing 収録）	観光協会事務所
9.15	NHK（北見放送局うまいもんまつり PR）	
9.24	第11回おうむの宝うまいもんまつり開催	メモリアル広場
9.30	雄武町フォトコンテスト締切り（応募数89作品）	

月日	会議・用務等	開催場所
10. 6	シーニックバイウェイ巡回パネル展（～10.13）	道の駅おうむ
10. 9	第24回もんべつグルメまつり（出店）	紋別市
10.11	雄武町フォトコンテスト人気投票（～10.16 展示）	道の駅おうむ
10.12	層雲峡・オホーツクシーニックバイウェイ事務局会議	紋別市
10.14	札幌雄武会総会「ふれあいの夕べ」	札幌市
10.15	第1回オホーツク韃靼そばまつり（協力）	メモリアル広場
10.17	第11回おうむの宝うまいもんまつり反省会	地域交流センター
10.25	平成28年度事業報告 道庁提出	
10.30～10.31	日本版DMO形成促進事業・基礎研修	旭川市
11. 1	フォトコンテスト作品よりカレンダー、絵葉書作成	
11.16	フォトコンテスト入賞作品展示開始（～11.30）	道の駅おうむ
11.18～11.19	第12回武雄物産まつり（物販担当）	武雄市
11.22	西紋地域の広域観光の可能性講習会	興部町
11.28	平成29年度管内観光協会長・事務局長合同会議	留辺蘂
11.28	雄武町民大学第4講（事務局長出講）	町民センター
12. 1	フォトコンテスト入賞作品巡回展示（～1.9）	ホテル日の出岬
12. 6	カレンダー無料配布開始	観光協会事務所
12.11	第4回理事会	地域交流センター
12.19	外国人観光客受け入れ研修（現場対応者向け）	紋別市
12.20	こども冬まつり打合せ（オブザーバー参加）	風の子児童センター
12.25	観光協会かわら版発行（雄武町広報折込み）	
30.1. 9	平成30年新年交礼会	ホテル日の出岬
1.15	フォトコンテスト入賞作品巡回展示（～2.14）	町民センター
1.16	オホーツク観光連盟新年交流会	紋別市
1.17	オホーツク流氷祈願祭	紋別市
1.27～1.28	おうむキャンドル@ナイト	旭日公園
1.30	第40回おうむ産業観光まつり実行委員会	地域交流センター
2. 6	キャンドルナイト反省会・フォトコンテスト会議	観光協会事務所
2.14	観光ホスピタリティセミナー	興部町
2.15	フォトコンテスト入賞作品巡回展示（～3.15）	雄武町図書館
2.21	オホーツク・テロワールシンポジウム	紋別市
2.23	第40回おうむ産業観光まつり実行委員会	地域交流センター
2.26	雄武町フォトコンテスト募集開始（9月30日まで）	
3. 1	2018 オホーツク圏観光セミナー（インバウンド）	紋別市
3. 5	第39回おうむ産業観光まつり総会	地域交流センター
3.22	第1回雄武高校 Shine プロジェクト説明打合せ会	雄武高校
3.29	層雲峡・オホーツクシーニックバイウェイ事務局会議	上川町

# 平成 29 年度活動計算書

## 1 総括 (流動資産状況)

[税込](単位 円)

	科 目	当年度	前年度	摘 要
経常収益	会 費	259,000	289,000	
	助 成 金	11,250,000	6,800,000	町からの運営費補助 1090万円 道から35万円
	利 息	56	47	預金利息
	雑 収 益	325,300	36,470	イベント収益・販売等
	前期繰越金	3,721,013	4,840,018	
	計	15,555,369	11,965,535	

	科 目	当年度	前年度	摘 要	
経常費用	事業費	観光資源の調査・研究・保存並びに開発事業	1,391,419	430,818	フォトコンテスト・キャンドルナイト 他人件費
		観光客誘致促進のための事業	1,282,481	963,281	マリンスカイウェイ展示 他・人件費
		観光宣伝・啓発事業	2,269,232	2,004,714	助成金・寄付金広告費 他・人件費
		観光物産事業	2,329,019	770,665	うまいもんまつり 他・人件費
		観光広域連携事業	1,710,824	1,025,868	各負担金・旅費 他・人件費
		計	8,982,975	5,195,346	(内、人件費 5,747,744)
	管理費	人件費	1,277,035	804,668	
		その他経費	1,838,099	2,244,508	事務経費
		※活動計算書の調整額	△158,830		
		計	2,956,304	3,049,176	
	合 計	11,939,279	8,244,522		

次期繰越金	3,616,090	3,721,013	
-------	-----------	-----------	--

※ 活動計算書の調整額 158,830 円 (什器備品△74,250 円・リース債務△14,688 円・預かり金にて期首額と期末額の差額△78,205 円・立替金 8,313 円)

## 2 貸借対照表

平成30年3月31日 現在

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		預り金	188,725
普通預金	3,616,090	流動負債計	188,725
(その他流動資産)		<b>【固定負債】</b>	
立替金	8,313	リース債務	1,000,300
流動資産合計	3,624,403	固定負債計	1,000,300
<b>【固定資産】</b>		<b>負債合計</b>	<b>1,189,025</b>
(有形固定資産)		<b>正味財産の部</b>	
リース資産	3,979,536	<b>【正味財産】</b>	
什器備品	309,375	前期繰越正味財産額	3,994,118
減価償却累計額	△ 2,993,924	当期正味財産増減額	△ 263,753
有形固定資産計	1,294,987	正味財産計	3,730,365
固定資産合計	1,294,987	<b>正味財産合計</b>	<b>3,730,365</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,919,390</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>4,919,390</b>

※「固定資産」の「リース資産」は社用車2,922,000円(5年リース)  
コピー機1,057,536円(6年リース)となっています。

## 3 財産目録

[税込] (単位:円)

平成30年3月31日 現在

《資産の部》			
<b>【流動資産】</b>			
現金・預金	3,616,090		
(その他流動資産)			
立替金	8,313		
流動資産合計		3,624,403	
<b>【固定資産】</b>			
(有形固定資産)			
リース資産	3,979,536		
什器備品	309,375		
減価償却累計額	△ 2,993,924		
有形固定資産計	1,294,987		
固定資産合計		1,294,987	
資産の部合計			4,919,390
《負債の部》			
<b>【流動負債】</b>			
預り金	188,725		
流動負債計		188,725	
<b>【固定負債】</b>			
リース債務	1,000,300		
トヨタファイナンス@48,700	(633,100)		
NTTファイナンス@14,688	(367,200)		
固定負債計		1,000,300	
負債の部合計			1,189,025
正味財産			3,730,365

## 4 財務諸表の注記

平成 30 年 3 月 31 日現在

### 【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）に基づいています。

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法

#### (2) 消費税：税込み経理

### 【事業費の内訳】

[税込] (単位：円)

科目	資源事業	誘致事業	宣伝事業	物産事業	広域事業	合計
(人件費)						
給料 手当(事業)	550,000	1,100,000	1,525,000	800,000	1,100,000	5,075,000
法定福利費(事業)	83,289	83,289	216,634	122,954	166,578	672,744
人件費計	633,289	1,183,289	1,741,634	922,954	1,266,578	5,747,744
(その他経費)						
業務委託費	30,000			345,040		375,040
印刷製本費	7,020			120,724		127,744
会議費	500			1,750		2,250
旅費交通費		66,360	6,900	21,480	70,180	164,920
車両費				7,881		7,881
通信運搬費	11,440		16,877			28,317
消耗品費	160,455		769	46,326		207,550
食材料費			10,000	539,348		549,348
広告宣伝費)	385,489	32,400	37,636	181,844	42,230	679,599
賃借料				5,390		5,390
保険料	5,666			1,910		7,576
諸会費				106,266	10,000	116,266
租税公課				18,200		18,200
支払助成金			450,000			450,000
支払負担金					300,000	300,000
支払寄付金			5,000		20,000	25,000
雑費	7,560	432	416	9,906	1,836	20,150
その他事業支出	150,000					150,000
その他経費計	758,130	99,192	527,598	1,406,065	444,246	3,235,231
合計	1,391,419	1,282,481	2,269,232	2,329,019	1,710,824	8,982,975

### 【固定資産の増減内訳】

[税込] (単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
什器 備品	594,000	0	0	594,000	△ 284,625	309,375
合計	594,000	0	0	594,000	△ 284,625	309,375

### 【リース資産】

社用車及びコピー機リースは「所有権移転ファイナンスリース」であることから、リース基準（平成 20 年 4 月）に基づき、売買取引に準じている。



# 活動計算書 (明細)

[税込] (単位:円)

自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

## 経常収益

### 【受取会費】

正会員受取会費 219,000

賛助会員受取会費 40,000

### 【受取助成金等】

受取助成金 11,250,000

### 【その他収益】

受取 利息 56

雑 収 益 325,300

経常収益 計 11,834,356

## 経常費用

### 事業費

#### (人件費)

給料 手当 5,075,000

法定福利費 672,744

人件費計 5,747,744

#### (その他経費)

業務委託費 375,040

印刷製本費 127,744

会議費 2,250

旅費交通費 164,920

通信運搬費 28,317

消耗品費 207,550

食材料費 549,348

広告宣伝費 679,599

賃 借 料 13,271

保険料 7,576

諸会費 116,266

租税公課 18,200

支払助成金 450,000

支払負担金 300,000

支払寄付金 25,000

雑 費 20,150

その他事業支出 150,000

その他経費計 3,235,231

事業費 計 8,982,975

### 管理費

#### (人件費)

給料 手当 1,100,000

法定福利費 177,035

人件費計	1,277,035	
(その他経費)		
会議費	13,210	
諸謝金	63,000	
旅費交通費	153,900	
車両費	9,396	
車両燃料費	71,556	
通信運搬費	188,932	
消耗品費	259,183	
広告宣伝費	10,186	
減価償却費	834,906	
保険料	118,750	
諸会費	10,000	
支払手数料	71,600	
管理諸費	32,400	
雑費	1,080	
その他経費計	<u>1,838,099</u>	
管理費計		3,115,134
経常費用計		<u>12,098,109</u>
当期経常増減額		<u>△263,753</u>
税引前当期正味財産増減額		<u>△263,753</u>
当期正味財産増減額		<u>△263,753</u>
前期繰越正味財産額		<u>3,994,118</u>
次期繰越正味財産額		3,730,365

平成30年4月27日

特定非営利活動法人 雄武町観光協会  
理事長 高橋 信一 様

監事 菊地 幸男   
監事 高橋 克美 

### 監 査 意 見 書

特定非営利活動法人 雄武町観光協会定款第48条第1項の規定により、平成30年4月27日提出された平成29年度事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録の各事項について監査したところ、その内容は適正なものであることを認めます。

議案第2号 平成30年度事業計画並びに活動予算の承認について

平成30年度 事業計画書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 事業実施の方針

急激な転換期にある現代、地域のあり方、観光の意義が問われています。先人が築いてきた土台を活かし、ヒト・モノ・コトを掘り起こし、潤いあるまちづくりに貢献できるよう、オール雄武で新しい観光のプラットフォームづくりに挑戦します。

また、将来に向けて、自立した組織を目指すための基盤づくりを推進します。

2 事業の実施に関する事項

【特定非営利活動に係る事業】

定款の事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①観光資源の調査・研究・保存並びに開発事業	・観光地への花植え ・クリーンアップ作戦実施 ・キャンドル@ナイト ・フォトコンテスト ・ドローンによる撮影	6月 5月 2月 9月迄 通年	雄武町内	約40人	町民及び観光客	1,545
②観光客誘致促進のための事業	・ホームページの充実 ・旅行エージェンツ訪問	通年 5月	雄武町内	3人	町内外を問わず不特定多数	1,446
③観光宣伝・啓発事業	・イベント宣伝、観光パンフレット等の配布・掲示 ・観光と物産PR事業 (江の島皆の祭り・音威子府) ・町内観光マップ作成	通年	雄武町内外	5人	町内外を問わず不特定多数	2,618
④観光物産事業	・おうむの宝“うまいもんまつり”の実施 ・観光物品販売(絵葉書、バック)	9/23	雄武町内	約20人	イベント参加者 4千人	2,766
⑤観光広域連携事業	・オホーツクサイクリング前夜祭への協力 ・オホーツク観光連盟、シーニックバイウェイを含む広域組織等への参画、活動	7月 通年	雄武町内 全国	3人	サイクリスト 不特定多数	1,844

# 平成30年度活動予算書(案)

## 1 総括

[税込](単位:円)

	科 目	本年度	前年度	摘 要
経常収益	会 費	300,000	300,000	
	助 成 金	12,570,000	10,900,000	町からの運営費補助
	雑 収 益	200,000	200,000	イベント販売収益等
	前期繰越金	3,616,090	3,721,000	
	計	16,686,090	15,121,000	

	科 目	本年度	前年度	摘 要	
経常費用	事業費	観光資源の調査・研究・保存並びに開発事業	1,545,000	1,006,000	(内、人件費 633,000)
		観光客誘致促進のための事業	1,446,000	1,316,000	(内、人件費 1,266,000)
		観光宣伝・啓発事業	2,618,000	2,400,000	(内、人件費 1,899,000)
		観光物産事業	2,766,000	2,427,000	(内、人件費 1,266,000)
		観光広域連携事業	1,844,000	1,814,000	(内、人件費 1,266,000)
		計	10,219,000	8,963,000	(内、人件費 6,330,000)
	管理費	人件費	1,286,000	1,286,000	
		その他経費	1,740,000	1,656,600	事務所管理経費
		計	3,026,000	2,942,600	
	合 計		13,245,000	11,905,600	

次期繰越金	3,441,090	3,215,400	見込み額
-------	-----------	-----------	------

# 平成30年度活動予算書(明細)

自平成30年4月1日至平成31年3月31日

科目	金額	備考
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員受取会費	260,000	企業:18 会員×10,000 円、一般:40 会員×2,000 円
賛助会員受取会費	40,000	40 会員×1,000 円
2 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	12,570,000	町からの運営補助
3 その他収益		
雑収益	200,000	イベント販売収益等
4 前期繰越金		
前期繰越金	3,616,090	前年度繰越金
経常収益計	16,686,090	
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	5,500,000	給料
法定福利費	830,000	社会保険料
計	6,330,000	
(2) その他経費		
業務委託費	694,000	イベント配電工事、アトラクション等委託他
印刷製本費	130,000	
諸謝金	75,000	各種謝礼
会議費	8,000	イベントに係る会議経費
旅費交通費	220,000	事業旅費
車両費	30,000	委託車両に係る経費
通信運搬費	60,000	郵送経費等
消耗品費	283,000	事業に係る消耗費
食材料費	425,000	イベント販売用食材料費
広告宣伝費	885,000	広告等PR経費
賃借料	80,000	イベントに係る備品レンタル料
保険料	12,000	イベントに係る傷害保険
租税公課	20,000	証紙費用
支払助成金	500,000	PR事業に係る助成金
支払負担金	350,000	事業に係る義務的負担金
支払寄付金	10,000	暴追協等
雑費	107,000	振込手数料等
計	3,889,000	
事業費計	10,219,000	
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	1,100,000	給料
法定福利費	170,000	社会保険料、労働災害保険料、雇用保険料
福利厚生費	16,000	職員健康診査料
計	1,286,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	総会・理事会に係る会議賄等
旅費交通費	20,000	
通信運搬費	183,000	電話料、郵送経費等
管理諸費	200,000	渡邊直喜税理士事務所顧問委託費
消耗品費	172,000	各種消耗品、コピー機パフォーマンス料
車両費	70,000	社用車に係る経費
保険料	135,000	社用車任意保険料等
減価償却費	762,000	コピー機、車両リースにかかる賃借料(債務返済)
諸会費	93,000	各種懇親会等会費
支払手数料	60,000	会費徴収手数料等
広告宣伝費	25,000	会報他
雑費	10,000	振込手数料等
計	1,740,000	
管理費計	3,026,000	
経常費用計	13,245,000	
次期繰越金	3,441,090	

## 【事業費の内訳】

[税込] (単位：円)

科目	資源事業	誘致事業	宣伝事業	物産事業	広域事業	合計
<b>(人件費)</b>						
給料 手当(事業)	550,000	1,100,000	1,650,000	1,100,000	1,100,000	5,500,000
法定福利費(事業)	83,000	166,000	249,000	166,000	166,000	830,000
人件費計	633,000	1,266,000	1,899,000	1,266,000	1,266,000	6,330,000
<b>(その他経費)</b>						
業務委託費	0	0	164,000	530,000	0	694,000
印刷製本費	10,000			120,000		130,000
諸 謝 金	0	0	0	75,000	0	75,000
会 議 費(事業)	0	0	0	8,000	0	8,000
旅費交通費(事業)	0	70,000	0	0	150,000	220,000
車 両 費(事業)	30,000	0	0	0	0	30,000
通信運搬費(事業)	20,000	0	20,000	20,000	0	60,000
消耗品費(事業)	200,000	0	18,000	65,000	0	283,000
食材料費(事業)	30,000	0	25,000	370,000	0	425,000
広告宣伝費(事業)	570,000	110,000	30,000	150,000	25,000	885,000
賃 借 料(事業)	0	0	0	80,000	0	80,000
保 険 料(事業)	10,000	0	0	2,000	0	12,000
租税 公課(事業)	0	0	0	20,000	0	20,000
支払助成金	0	0	400,000	0	100,000	500,000
支払負担金	0	0	50,000	0	300,000	350,000
支払寄付金	0	0	10,000	0	0	10,000
雑 費(事業)	42,000	0	2,000	60,000	3,000	107,000
その他経費計	912,000	180,000	719,000	1,500,000	578,000	3,889,000
合計	1,545,000	1,446,000	2,618,000	2,766,000	1,844,000	10,219,000

議案第3号 役員改選について（案）下記のとおり選任されました。

	現役員	新役員
理 事	高 橋 信 一	留任
	太 田 修 二	留任
	河 島 仁	留任
	橋 詰 啓 史	留任
	大 美 光 弘	留任
	渡 辺 和 基	留任
	石 川 明 邦	留任
	石 橋 啓 文	留任
	大 場 道 子	留任
	平 田 清 恵	留任
監 事	菊 地 幸 男	留任
	高 橋 克 美	渡 邊 孝 司

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

（任期等）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。



# 参 考 資 料

・ 役員 ・ 会員名簿

・ 定 款

## 【会員加入状況】

(平成 30 年 3 月 31 日)

正 会 員	賛助会員	計
6 0	4 1	1 0 1

## 【役員名簿】

(平成 30 年 3 月 31 日)

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理 事	高 橋 信 一	紋別郡雄武町字沢木 5 0 2 番地の 5	無
理 事	太 田 修 二	紋別郡雄武町字雄武 1 0 1 8 番地の 2 1	無
理 事	河 島 仁	紋別郡雄武町字雄武 8 9 5 番地の 1	無
理 事	橋 詰 啓 史	紋別郡雄武町字雄武 1 2 6 9 番地の 2	無
理 事	大 美 光 弘	紋別郡雄武町字雄武 1 2 3 3 番地 1 2	無
理 事	渡 辺 和 基	紋別郡雄武町字北雄武 3 5 4 番地の 6	無
理 事	石 川 明 邦	紋別郡雄武町字沢木 4 1 5	無
理 事	石 橋 啓 文	紋別郡雄武町字雄武 1 6 7 1 - 6	無
理 事	大 場 道 子	紋別郡雄武町字雄武 1 4 8 0 番地 4 6	無
理 事	平 田 清 恵	紋別郡雄武町字雄武 1 4 8 2 - 6	無
監 事	菊 地 幸 男	紋別郡雄武町字雄武 252 番地	無
監 事	高 橋 克 美	紋別郡雄武町字雄武 346 番地の 1	無

【会員名簿】（順不同） ※平成30年3月31日現在

正会員名簿

住所	会員名
雄武町曙	高橋 淳一
雄武町北浜町	雄武漁業協同組合
雄武町北浜町	中井 康樹
雄武町魚田	丸久水産 株式会社
雄武町魚田	小林 一男
雄武町魚田	片桐水産
雄武町幸町	河村薬品 株式会社
雄武町幸町	株式会社 桑原呉服店
雄武町幸町	出塚食品 株式会社
雄武町幸町	オホーツク荘
雄武町幸町	有限会社 小島生花造花店
雄武町幸町	大昭石油 株式会社
雄武町幸町	北オホーツク農業協同組合
雄武町幸町	北見信用金庫雄武支店
雄武町幸町	雄武町商工会
雄武町栄丘	雄武レミコン 株式会社
雄武町栄町	あし野
雄武町栄町	溝田 昌志
雄武町栄町	上野 陽一郎
雄武町栄町	稚内信用金庫雄武支店
雄武町新沢木	高橋 信一
雄武町新沢木	雄武町観光開発 株式会社
雄武町新沢木	石沢水産 株式会社
雄武町新日の出町	株式会社 ながの
雄武町新日の出町	石井測量設計 株式会社
雄武町新日の出町	雄武町森林組合
雄武町末広町一区	嶋村 義文
雄武町末広町一区	畔川 健一
雄武町末広町二区	佐竹 郁美
雄武町末広町二区	石黒 輝実
雄武町末広町二区	太田 修二
雄武町末広町二区	高野産商 株式会社
雄武町錦町	株式会社 表商店
雄武町錦町	株式会社 倉本金物店
雄武町日の出北町	有限会社 ストアータてやま

住所	会員名
雄武町日の出北町	株式会社 オダ建設
雄武町日の出北町	雄武建設業協会
雄武町緑町	日東建設 株式会社
雄武町日の出仲町	タイヤショップキクチ
雄武町日の出仲町	島川 寿美子
雄武町開生	株式会社 イシイ機械リース
雄武町開生	株式会社 オダ水産
雄武町開生	北振緑化 株式会社
雄武町開生	雄武水産加工業協同組合
雄武町開生	株式会社 神門
雄武町幌内浜町	成瀬食品 株式会社
雄武町幌内東町	本田 武
雄武町本町	第一ハイヤー 株式会社
雄武町本町	表石油 有限会社
雄武町本町	雄武印刷 株式会社
雄武町緑町	高野 弘行
雄武町緑町	新山 健二
雄武町元沢木	村上 龍二
雄武町宮下町	平田 清恵
雄武町宮下町	加藤商店
雄武町宮下町	田口 洋
雄武町南雄武	オホーツク フードコンチェルト協同組合
雄武町末広町一区	高田 勉
雄武町日の出北町	後藤 勝
雄武町緑町	菊地 幸人

### 賛助会員名簿

住所	会員名
雄武町曙	雄武町文化連盟
雄武町曙	竹田 浩二
雄武町北浜町	雄武漁業協同組合 女性部
雄武町北浜町	雄武漁業協同組合 青年部
雄武町魚田	藤原 トミ子
雄武町魚田	有限会社 村田水産
雄武町幸町	北オホーツク農業協同組合 女性部雄武支部
雄武町幸町	北オホーツク農業協同組合 青年部雄武支部
雄武町幸町	岩内 葉子

住所	会員名
雄武町幸町	中本 系子
雄武町幸町	久保田 容子
雄武町幸町	渡辺 勲
雄武町幸町	サンライズ王国
雄武町幸町	雄武町商工会女性部
雄武町幸町	雄武町商工会青年部
雄武町栄町	居酒屋香良
雄武町栄町	原田 妙子
雄武町栄町	佐々木 則幸
雄武町栄町	川村 利則
雄武町栄町	矢野 千景
雄武町新沢木	中田 圭一
雄武町新日の出町	有限会社 田中自動車整備工場
雄武町末広町一区	有限会社 舘山鉄工所
雄武町末広町二区	森 三郎
雄武町錦町	加賀屋 嗣二郎
雄武町錦町	株式会社 米田呉服店
雄武町錦町	山田 栄一
雄武町錦町	勝見 鉄雄
雄武町錦町	細越 清代
雄武町日の出中町	滝谷 博
雄武町日の出中町	伴喜 和子
雄武町幌内上浜	有限会社 福山建設
雄武町幌内浜町	マルカ新山水産 株式会社
雄武町本町	永井 順治
雄武町本町	吉野 昭敏
雄武町本町	浅倉 静子
雄武町緑町	後藤 昭江
雄武町港町	有限会社 光陽工機製作所
雄武町港町	有限会社 浜口電気商会
雄武町元稲府	株式会社 真田水産
雄武町元稲府	株式会社 大信水産

# 特定非営利活動法人雄武町観光協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人雄武町観光協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道紋別郡雄武町字雄武1885番地14に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、雄武町における観光資源の保存、紹介並びに観光客の誘致による観光振興に関する事業を行い、観光文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査・研究・保存並びに開発事業
- (2) 観光客誘致促進のための事業
- (3) 観光宣伝・啓発事業
- (4) 観光物産事業
- (5) 観光広域連携事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)



第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理

事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、雄武町に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高 橋 信 一

副理事長 橋 詰 啓 史

副理事長 小 谷 康 一

理事 吉 田 隆 好

同 片 川 隆 市

同 菊 地 幸 男

同 久 保 元

同 田 口 洋

同 溝 田 昌 志

監事 三 浦 壽太郎

同 太 田 修 二

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員 入会金 なし 年会費 1口 2,000円(設立初年度は0円)

② 賛助会員 〃 年会費 1口 1,000円(設立初年度は0円)